

# 2020年度大学院法学研究科法曹養成専攻 (法科大学院)学生募集要項



大阪市立大学

## 法学研究科法曹養成専攻の人材養成の目的および入学者受入方針

### (法曹養成専攻の理念)

大都市大阪市の市域に設置される唯一の法科大学院として、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指す。

### (法曹養成専攻の人材養成の目的)

- (1) 新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神と、法曹実務の世界においてリーダーシップを発揮し、法実務の発展を担っていこうとする意欲を有する人材を養成する。
- (2) 実定法の技術的な解釈に終始することなく、基礎法科目や外国法科目、隣接科目、展開・先端科目などについての深い学識に基づいて、現にある法を相対化し、批判的に検討することのできる高度の能力を備えた人材を養成する。
- (3) 人間という存在への深い関心と紛争当事者の苦悩を真摯に受け止めることのできる豊かな人間性を備え、そのうえで、法曹としての社会的責任を十分に自覚し、公益的業務に積極的に取り組む意欲を有する人材を養成する。

### (法曹養成専攻の入学者受入方針)

入学者にはまず、本学大学院法学研究科法曹養成専攻の厳しい教育に耐えうるだけの基礎的学力が求められる。すなわち、すべての入学者は、文章の正確な読解力、理論的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、そして、思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力を備えていなければならない。さらに、2年短縮型の入学者は、本専攻の1年次に提供される法律基本科目について、すでに基礎的な学識を有していなければならない。

そのような学力に加えて、本専攻は、すべての入学者に、人間という存在への深い関心、人の苦しみに共感しようとする姿勢、および、人々のため、そして社会のために、困難な仕事を遂行しようとする志を有していることを求める。本専攻は、新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神を持ち、法曹実務の世界においてリーダーシップを発揮することのできる法曹や、紛争当事者の苦悩を受け止めることのできる豊かな人間性を備え、法曹倫理に富み、公益的業務にも奉仕する法曹の養成を目指す。本専攻における教育を通して、そうした法曹になる資質を備えた者であるかどうかは、まず入学の時点において、審査されることになる。

さらに、本専攻は、学生層の多様性を確保することを重視する。人間という存在への深い関心や人の苦しみに共感しようとする姿勢は、それぞれに異なる経験を有する学生が、真摯に語り合い、他者の経験を可能な限り共有する努力を共にすることを通して陶冶されることが考えられるし、また、法を学ぶ場に多様な経験が持ち込まれることは、本専攻が目指すもう一つの目的である、現にある法を相対化し、批判的に検討することのできる高度の能力を有する法曹の養成にも資すると考えられるからである。

※ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについては、以下をご参照ください。

<http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/academics/graduate/law#policy>



## 1 募集人員

入学定員	募集区分	募集人員内訳	入学定員中の3年標準型及び2年短縮型の募集人員内訳は、あくまでも人数見込みであり、厳格な定員枠ではありません。
30名	3年標準型	10名程度	
	2年短縮型	20名程度	

注1 2年短縮型で入学した者は、1年次配当の法律基本科目の単位を修得したものとみなします。ただし、商法、民事訴訟法、又は刑事訴訟法の試験成績が本研究科の定める基準点（5ページ参照）に達しない場合には、当該試験科目に対応する上記科目のみなし単位修得を認めません。入学後、当該科目を履修する必要があります。

2 3年標準型と2年短縮型の両方に出願することもできます。

3 社会人や法学以外の課程を履修した者（他学部出身者）などのための特別枠はありません。ただし、そのような経験の評価については後掲7ページの「社会人の要件について」及び「他学部出身者の要件について」を参照してください。

## 2 出願資格

本法曹養成専攻に出願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者です。ただし、大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻を修了し、法務博士（専門職）の学位を有する者の出願は認めません。

- (1) 大学（短期大学を除く、以下同じ）を卒業した者及び2020年3月までに卒業見込みの者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者及び2020年3月までに授与される見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び2020年3月までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び2020年3月までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び2020年3月までに修了見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び2020年3月までに授与される見込みの者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び2020年3月までに修了見込みの者
- (8) 昭和28年文部省告示第5号をもって文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2020年3月31日までに22歳に達するもの
- (11) 2020年3月31日の時点で大学に3年以上在学することとなる者で、出願時に大学卒業に必要な単位を90単位以上修得しており、かつ、修得した単位のうち、「A」以上（100点満点で80点以上）の成績が60単位以上であるもの

注1 出願資格(6)により出願しようとする者は、2019年9月24日(火)までに大学運営部入試課までお問い合わせください。

2 出願資格(9)により出願しようとする者は、2019年9月24日(火)までに法曹養成専攻事務室までお問い合わせください。

3 出願資格(10)により出願しようとする者は、出願資格の認定のため、「出願資格審査申請書」などの提出を必要としますので、事前に法曹養成専攻事務室に申し出のうえ、2019年10月1日(火)までに必ず法曹養成専攻事務室へ必要書類を提出してください(なお、「出願資格審査について」[7ページ]を参照してください)。

### 3 出願書類等

3年標準型と2年短縮型を併願する場合も、出願書類の提出は1部で結構です。

1	<p>入学願書 (写真2枚 ただし、併願の 場合は写真4枚)</p>	<p>① 本研究科所定の用紙を用い、黒のボールペン(消せるボールペン等は不可)を使用し、本人が記入してください。</p> <p>② 「3年標準型」と「2年短縮型」のいずれかの枠(併願の場合は両方の枠)を赤色の実線で囲んでください。 後掲7ページの「社会人」又は「他学部出身者」の定義に当てはまる者は、それぞれ、「社会人」又は「他学部出身者」の枠を赤色の実線で囲んでください。その両方に当てはまる者は、両方の枠を囲んでください。それらの定義に当てはまるかどうか客観的に明確に決まらない場合には、出願者自身の判断で結構です。</p> <p>③ 受験票と写真票には、縦4cm×横3cmの同じ写真(上半身、無帽で出願日より3か月以内に撮影したもの)をそれぞれ貼ってください。 <b>併願の場合は、両方の試験のそれぞれにつき受験票と写真票が必要です(写真は計4枚必要)。</b></p> <p>④ 出願後の記載内容の変更は認めません。</p>
2	<p>卒業(見込)証明書</p>	<p>在籍又は出身の大学(学部)の長等が作成したもの(厳封不要)。 複数の大学を卒業している者は、そのうち一つの大学の卒業証明書のみで結構です。大学院で学位を取得している者は、これに代えて学位取得を証明する書類を提出してください。成績証明書が卒業(見込)をも証明している場合には、それとは別に卒業(見込)証明書を提出する必要はありません。 「2 出願資格」(11)(1ページ)に該当する者は卒業(見込)証明書に代えて在学証明書を提出してください。</p>
3	<p>成績証明書</p>	<p>在籍又は出身の大学(学部)の長等が作成したもの(厳封不要)。 在籍したすべての大学及び大学院の成績証明書が必要です。大学に編入学した者が「出願資格」(11)により出願する場合には、編入学の前の課程(この場合、短期大学及び高等専門学校等を含みます)の成績証明書も必要です。</p>
4	<p>学位授与申請受理 証明書または 出願資格認定書</p>	<p>「出願資格」(2)に該当する者は学位授与申請受理証明書を提出すること。 「出願資格」(10)により出願する者は出願資格認定書を提出すること。</p>
5	<p>受験票等送付用 封筒</p>	<p>本学所定の封筒に切手(※)を貼り、受験票等送付先の郵便番号、住所及び氏名を記入したもの。 ※現行は362円分(郵便料金が改定された場合は、改定後の料金(定形郵便物25g以内+速達料金)分の切手を貼付してください。)</p>
6	<p>宛名シール</p>	<p>本研究科所定の用紙に住所・氏名を記入してください。</p>

7	入学検定料	<p><b>30,000 円 (3 年標準型と 2 年短縮型を併願する場合も左の額とします。)</b>  郵便局で、本学所定の払込取扱票にて納付し、請求書兼受領証またはご利用明細票を「願書の貼付台紙」に貼付してください (コピー可)。  ※「9 注意事項」(3) (6 ページ) に該当する者以外には、既納の入学検定料は返還しません。</p>
8	自己評価書	<p>法曹を目指すに至った動機やこれまでの学習及び研究、職業経験、主婦・主夫としての経験、ボランティア経験、各種団体における指導者や組織の一員としての経験などさまざまな経験、並びに特技のうち、本専攻での学修や将来の法曹としての活動に役立つものを記載して、それらに基づいて自身の法曹としての適性について、2,000 字以内で記載してください。パソコン等を用いて作成する場合には、A4 用紙 1 枚に 10~11 ポイント、40 字×25 行 (本文) で 2 枚に印刷してください。手書きの場合には、A4 版横書きの原稿用紙に記載してください。いずれの方式による場合にも、その上部に「自己評価書」という標題を記入したうえ、署名 (手書き) し、ホッチキス (ステープラー) などで左上をとじてください (各ページの上部に標題を記入し、署名してください)。</p>
9	成績申告書	<p>学部の成績について、本研究科所定の様式 (11 ページ) に従って申告書を作成してください。詳細は、「成績申告書の書き方」(9 ページ) を参照のこと。</p>
10	語学能力を証明する書類 (任意)	<p>英語のほかに、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、韓国・朝鮮語、スペイン語、イタリア語も考慮対象となります。これら以外の外国語については、個別に問い合わせてください。ただし、いずれかの国家の制定法 (ただし、特定の人的集団のみに適用される法を除く) を定めるために用いられている言語に限ります。</p> <p>外国語能力の証明書は、受験票に写真を貼付するなど受験手続が厳正な試験に基づき、かつ、一般的に信頼度の高い機関が発行したものでなければなりません。</p> <p>英語については、TOEFL 又は TOEIC の成績証明を提出することが望ましいですが、実用英語検定などその他の検定の合格証明書の提出も可とします。TOEFL、TOEIC は、公式の試験に基づき発行される公式認定証 (TOEFL の Examinee Score Report、TOEIC の Official Score Certificate) を提出する必要があります。TOEFL の ITP 又は TOEIC の団体特別受験制度 (Institutional Program) を利用された場合、公式認定証が発行されませんので注意してください。</p> <p>検定の受験時期や証明書の発行時期については特に制限を設けません。証明書は原本を提出のこと。ただし、原本が 1 通しか発行されないなどの事情で、それを提出することが困難である場合にはコピーでも結構です。成績の提出は志願者が他の必要書類とともに行ってください。試験実施主体からの直送方式は受け付けません。</p>
11	公的資格や特技を証明する書類 (任意)	<p>「公的資格や特技」は上記「8 自己評価書」において本専攻での学修や将来の法曹としての活動に役立つことが明らかにされているものに限り、これらはこのような観点からの評価の対象となるものであり、公的資格や特技それ自体の価値をランクづけするのではないことに留意してください。</p> <p>なお、司法試験の成績、日弁連法務研究財団の法学既修者試験の成績、その他法学関係の検定試験の成績は評価の対象になりませんので、提出しないでください。</p>

## 4 出願方法

出願しようとする者は、入学検定料を納付し、出願書類を取りそろえ、本研究科所定の出願封筒(出願書類が入りきらない場合は、本研究科所定の出願封筒の表を切り取ったものを貼った封筒でもかまいません)を使用し、下記の送付先に必ず**書留速達郵便(EMSを含む)**により送付してください。ただし、本学に在学している者(研究生・研修生等を含む)は、下記出願期間中の10:00~17:00(12:00~12:45を除く)に限り法曹養成専攻事務室(法学部棟2階)に、直接提出することができます(その場合も、本研究科所定の出願封筒を使用し出願書類を提出すること)。

出 願 期 間	送 付 先
<b>2019年10月21日(月)~2019年10月25日(金)</b> <b>【10月25日消印有効】</b> ※10月26日(土)以降に到着したもののうち消印がないものについては、10月25日(金)までに郵便局の窓口で差し出されたことが確認できるものに限り受理します。	〒558-8585 大阪市住吉区杉本3丁目3番138号 大阪市立大学大学運営部入試課 (学生サポートセンター2階)

出願の受付が完了した者には「受験票」及び「受験上の注意」を発送します。11月1日(金)頃に発送の予定ですので、1週間経過しても到着しない場合は、法曹養成専攻事務室に連絡してください(連絡先は裏表紙を参照)。

## 5 選抜方法

合格者の決定は、本研究科が実施する選抜試験の成績、及び出願書類の内容を総合して行うその他の要素の評価により行います。

**注** 入学試験の成績により、入学定員に満たない合格者数となることもあります。また、入学手続の結果、欠員が生じても、追加合格を行わないこともあります。

### (1) 選抜試験

#### (ア) 3年標準型

小論文試験を行います。これは、社会一般に関する題材についての論述式試験であり、一般的な論理的思考力・理論的な文章を書く能力を試すためのものです。

この試験により、法科大学院における履修の前提として必要な、文章の正確な読解力、理論的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、そして、思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力が備わっているかが判断されます。

#### (イ) 2年短縮型

2日間にわたり法律科目試験を行います。出題方式は論述式を基本とします。この試験は、基礎的な学力として求められる、文章の正確な読解力、理論的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力に加え、本法科大学院において1年次に提供される法律基本科目について基礎的な学識を有し、2年次配当科目の履修の前提として必要な知識と学力を備えているかどうかをみるものです。

試験科目は下記の表に掲げる5科目です。これら5科目すべてを受験した者が合否判定の対象となります。なお、解答に際しては六法を貸与します。

### 【試験日時】

区分	月 日	時 間 (試験時間)	科 目 名
3年標準型	12月1日(日)	14:30~16:30(120分)	小論文
2年短縮型	11月30日(土)	10:00~12:00(120分)	民法
		13:30~15:00(90分)	商法(会社法、商法総則)
		15:40~17:10(90分)	民事訴訟法
	12月1日(日)	9:10~10:40(90分)	憲法
		11:20~13:00(100分)	刑法・刑事訴訟法

**注1** 上記のいずれの試験に際しても、受験票を持参してください。

**2** 選抜試験会場は、本学杉本キャンパス〔JR阪和線杉本町(大阪市立大学前)駅下車〕です。なお、詳細は受験票を送付する際に通知します。

## (2) その他の要素の評価

「その他の要素」は、出願書類 1、3、8～11 に基づき評価します。すなわち、社会人としての経験や法学以外の課程の履修経験及び社会的活動（ボランティア活動など）の経験、公的資格・特技であって、かつ、それが本専攻での学修や将来の法曹としての活躍に役立つもの、入学志望動機、学部又は大学院での成績、外国語の能力などが総合的に考慮されます。

これらの要素は、受験者の適性を多様な観点から評価するために、選抜において用いられます。例えば、学習意欲、コミュニケーション能力等を含め、本法科大学院がアドミッション・ポリシーにおいて求める人物（人間という存在への深い関心、人の苦しみに共感しようとする姿勢、および人々のためそして社会のために困難な仕事を遂行しようとする志を有する人物）としての資質を有しているかどうか、総合的に判断されます。また、社会経験等に裏打ちされた、判断力、思考力、分析力及び表現力についても、評価の対象となります。

## (3) 配点等

配点は下記の表のとおりです。

区 分	選抜試験		その他の要素の評価	合 計
3年標準型	小論文	200	40	240
2年短縮型	法律科目	500	40	540
	憲法	100		
	民法	120		
	刑法	70		
	刑事訴訟法	50		
	商法	80		
	民事訴訟法	80		

2年短縮型については、法律科目試験の各科目に基準点を設けます。下記の①又は②に該当する者は、他の科目の成績の如何にかかわらず、不合格となります。

- ① 憲法、民法、刑法のいずれか1科目の試験成績が基準点に達しなかった者
- ② 商法および民事訴訟法の2科目の試験成績がいずれも基準点に達しなかった者

なお、合否判定に際しては、総得点と同じ場合、選抜試験の成績上位者を優先することがあります。

## 6 受験上・修学上の配慮を希望する者の出願

障がい等を有する等の理由により、本学の受験上・修学上の配慮を希望する者は、2019年10月3日（木）までに、法曹養成専攻事務室に申し出て相談してください。

なお、10月4日（金）以降においても、可能な限り対応しますが、できる限り10月3日（木）までに申し出てください。

## 7 合格者発表等について

### (1) 合格者発表

学内掲示及び Web サイトにより合格者の発表を行います。

#### 【学内掲示による合格者発表】

日 時 2019年12月17日（火）10：00～12月24日（火）17：00

掲示場所 法学部棟1階

#### 【Web サイトでの合格者発表】

日 時 2019年12月17日（火）10：00～12月24日（火）17：00

Web サイト (<http://www.osaka-cu.ac.jp/>) の『入試情報』に、合格者受験番号の一覧を掲載します。なお、いずれの発表方法についても電話等による合否の照会には一切応じません。

また、「合格者受験番号一覧表」の送付を希望する者は、受験票送付時に同封されている「受験上の注意」で案内しますので、確認してください。

### (2) 合格通知書・入学手続関係書類の交付について

合格者の方には、合格者発表日に合格通知書及び入学手続関係書類を発送します。掲示等により

合格を確認したにもかかわらず12月20日（金）までに書類が届かない場合は、法曹養成専攻事務室までお問い合わせください。

### (3) 入学手続

日時 2020年1月7日（火）10:00～15:00（ただし、12:00～12:45を除く）

場所 法学部棟2階 法曹養成専攻事務室

※1 郵送（書留郵便で入学手続日までに必着）による入学手続書類の提出も認めます。

※2 入学手続を行わない場合は、入学を辞退したものとみなし、以後の手続はできません。

### (4) 追加合格

追加合格は、入学手続完了者が募集人員を下回った場合に行うことがあります。追加合格を実施する場合は、追加合格候補者に、1月8日（水）午前9時以降に、入学願書記載の連絡先に電話で直接連絡し、本人の意思確認を行います。入学手続の方法については、その時に説明します。

なお、最初の連絡から2時間以内に連絡がつかない場合は、候補者から除外されます。

## 8 学 費

学費は以下のとおりです。

入学料	納付区分	「大阪市民及びその子」	免 除※
		「その他の者」	免 除※
授 業 料		年間 5 3 5 , 8 0 0 円	

※入学料について、「大阪市民及びその子」は222,000円、「その他の者」は382,000円を免除します。

注1 在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定後の授業料が適用されます。

2 既納の納付金は、還付いたしません。

3 授業料減免等の経済支援制度については、本学 Web サイトをご覧ください。

\* エクスターンシップ等の実務基礎科目を履修するために、法科大学院生教育研究賠償責任保険に加入していただくことになっており、そのための費用（現行、3年標準型3年間分7,520円 2年短縮型2年分5,030円）が別途必要になります。

## 9 注 意 事 項

(1) 出願受理後の出願取消しは一切認めません。

(2) 入学試験成績の提供については8ページを参照してください。それ以外の試験の結果に関する照会には応じません。

(3) 既納の入学検定料は、以下の場合を除き、返還しません。

- ・入学検定料を払い込んだが、出願しなかった場合
- ・出願書類の不備等により受理されなかった場合
- ・重複して入学検定料を払い込んだ場合

※ 返還の方法等は、出願期間最終日より1ヶ月以内に大学運営部入試課までお問い合わせください。

(4) 入学願書もしくは提出書類に虚偽の記載をした場合、証明書を偽造もしくは変造した場合、又は入学試験において不正行為をしたことが判明した場合は、入学決定後であっても入学許可を取り消すことがあります。

(5) 「2 出願資格」(1)～(7) (1 ページ) のうち、見込みによる出願者で、最終合格し入学手続をしたものは、2020年4月の定められた日までに卒業証明書、修了証明書又は学位取得証明書を提出しなければなりません。これらの書類を提出しなかった場合は、入学許可を取り消します。

(6) 「2 出願資格」(10) (1 ページ) による出願者で、法学研究科の定めた資格要件を満たさなかった場合は、入学試験に合格しても入学を許可しません。

(7) 本学では、出願・受験の過程において収集された個人情報について、入学試験・入学案内・入学手続関係・選抜方法研究・統計資料作成・本学での学生生活関連業務に関して必要とされる範囲で利用します。前述の業務以外で利用する場合は、必ず本人に了解を得た上で利用します。業務に必要な範囲で集められた個人情報を、第三者に提供することはありません。



## 《社会人の要件について》

本専攻の入学試験において、社会人とは、本専攻入学前に、1年以上(大学における主として昼間に授業が行われる教育課程で学んだ期間を除く) 学業以外の活動に従事することになる者を指します。

ただし、社会経験が1年に満たない者についても、その社会経験が本専攻における勉学や法曹としての職務に役立つと認められる場合には、社会人として扱います。

**注** この社会人定義に該当することが直ちに「その他の要素」の評価において加点事由となるものではありません。その評価においては、自己評価書、その他の提出書類の記載に基づいて実質的な評価を行います。

## 《他学部出身者の要件について》

本専攻の入学試験において、他学部出身者とは、法学を履修する課程以外の課程を履修した者をいいます。ここにいう課程とは、大学の学部又は大学院の課程であって、短期大学や高等専門学校の課程を含みません。「法文学部法学科」などの法学科、「法政策学部」などの法学系学部、「法学部政治学科」など法学部内の学科の課程は、「法学を履修する課程」に含まれるものとします。

## 《出願資格審査について》 【出願資格(10)により出願しようとする者のみ対象】

### 1. 出願資格審査申請期限

2019年10月1日(火)【必着】

### 2. 出願資格審査申請書等送付先

〒558-8585 大阪市住吉区杉本3丁目3番138号 大阪市立大学法曹養成専攻事務室

### 3. 出願資格審査申請書類

(1) 出願資格審査申請書 本研究科所定用紙

(2) 最終学歴に関する証明書 { 最終出身学校の成績証明書  
卒業(修了)証明書  
最終出身学校の学則及びシラバス又はこれに相当するもの(コピー可)

(3) 職務経歴又は学力に関する書類 (提出を求める場合があります)

(4) 志望理由書 (提出を求める場合があります)

4. 出願資格審査結果通知方法 出願締め切り日の1週間前までに郵送(簡易書留)で通知

5. 出願資格認定有効期限 当該年度、当該研究科限り

### 6. 出願資格審査申請書請求方法

※ 2019年10月1日(火)までに必ず必要書類をそろえて申請できるように、出願資格審査申請書の請求は早めに行ってください。

#### (1) 直接窓口で受領する場合

法曹養成専攻事務室にて受領してください。

月～金曜日(祝日及び休業日を除く) 9:00～17:15 (ただし、12:00～12:45を除く)

#### (2) 郵送で請求する場合

ア 請求する封筒の表に「法曹養成専攻(法科大学院)出願資格審査申請書請求」と「赤色」で書き、裏には差出人の郵便番号・住所・氏名・電話番号を記入

イ 返信用封筒(返信用切手(※))を貼り、受取人の郵便番号・住所・氏名を明記した定形封筒を同封

ウ 請求先: 〒558-8585 大阪市住吉区杉本3丁目3番138号  
大阪市立大学法曹養成専攻事務室

※現行は82円分(郵便料金が改定された場合は、改定後の料金(定形郵便物25g以内)分の切手を貼付してください。)

## 《特待生制度について》

学費の軽減を図るとともに、学生の学修意欲を高めることを目的に、特に成績が優秀であると認められる者に対して、特待生制度を設けています。

### (1) 対象者・授業料減免額

成績上位優秀者を対象として授業料の全額又は半額を免除します。

### (2) 選考方法・免除期間

ア 半期ごとに対象学生を選考します。

イ 免除期間は6ヶ月間

在学中は選考の対象となりますので、成績によっては引き続いて免除を受けることも可能です。

ウ 初年度の前期に対象となる学生は、入学試験の成績で選考します。

次回以降は、直前の学期の学業成績により選考します。

なお、特待生制度による授業料減免と、授業料減免・分納制度による授業料減免とは、重複して受けることはできません。

## 《入学試験成績の提供について》

本研究科法曹養成専攻の入学試験の成績（個人情報）について、受験者本人からの請求に基づき、次の方法により提供します。当該受験者以外の第三者には提供しません。

### (1) 提供内容

ア 当該受験者の選抜試験の各科目の成績、その他の要素の評価、総合計点

イ 入学試験合格者の下記項目についての最高点、最低点

3年標準型：小論文試験の成績、その他の要素の評価、総合計点

2年短縮型：法律科目試験の成績の合計点、その他の要素の評価、総合計点

### (2) 請求方法

次の書類等を同封のうえ、郵便(書留)により請求してください。

なお、請求する封筒の表には「法曹養成専攻（法科大学院）入学試験個人別成績開示請求」と朱書きしてください。

ア 「2020年度大学院法学研究科法曹養成専攻入学試験個人別成績開示請求書」（13ページ）に、必要事項を記載のうえ提出してください。

【請求書は Web サイト：<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/>からダウンロードすることもできます（A4でプリントアウトしてください）。】

3年標準型及び2年短縮型の両方を請求する場合は、請求書の「請求する受験区分」欄の該当項目の両方を○で囲んでください。

イ 本人確認のため、受験票（原本）を同封してください。

なお、受験票は成績の通知に同封して返却します。

ウ 返信用封筒（書留郵便にて返送するので、定形封筒に切手（※）を貼り、郵便番号・住所・氏名を明記したもの）

※現行は512円分（郵便料金が改定された場合は、改定後の料金（定形郵便物25g以内+一般書留料金）分の切手を貼付してください。）

### (3) 請求書の受理期間

2020年5月1日（金）～2020年6月30日（火）

### (4) 請求書の送付先

〒558-8585 大阪市住吉区杉本3丁目3番138号  
大阪市立大学法曹養成専攻事務室

## 成績申告書の書き方

1	学部課程の成績について本学所定の様式（11ページ）に従って表に記入してください。
2	本申告書に記入するのは、大学の学部課程の成績です。短期大学の成績は除きます。
3	複数の学部課程を卒業した者、又は、すでに一つの学部課程を卒業した後別の学部課程に入学して卒業見込みである者は、申告したいと考える一つの学部課程の成績についてのみ記入してください。編入学によって複数の大学・学部在籍した場合には、編入学後の課程の成績のみを記入してください。
4	大学院修了が最終学歴の場合であっても、学部課程の成績について記入してください。
5	学部課程の成績は、全学共通教育科目（一般教育科目、一般教養科目）、専門科目、その他の科目の区別をすることなく、すべて記入してください。卒業に必要な単位とにならないもの（いわゆる枠外単位、増加単位として履修したもの）も含まれます。
6	現在、大学の学部課程に在籍していて、卒業見込みの出願資格によって受験しようとする者が記入する科目は、成績証明書に成績が記載されている科目に限ります。例えば前後期制の場合は、最終学年の前期まで、通年制の場合はその前年度までの成績となります。
7	<p>本申告書の表に大学で修得した単位数を成績の良いものから順に合計単位数を記入してください。単位を修得していない科目については記入しないでください。</p> <p>例えば、「優」「良」「可」「不可」の4段階で評価し、「可」以上に単位の修得が認められるという場合には、「優」、「良」、「可」をとった科目の合計単位数を上から順に記入してください（「秀」を含めた5段階評価の場合、「秀」をとった科目については、その合計単位数を「優」をとった科目の合計単位数に含めて記入してください）。</p> <p>また、「優」「良」「可」「不可」の4段階評価と「合」「否」の判定のみとされる科目の両方があるなど、複数の評価方法が同じ学部課程でとられている場合には、多くの段階に分かれて評価されている方式のものから順に記入してください。すなわち、この例の場合、「優」「良」「可」「合」の順に記入してください。</p> <p>成績が100点満点の点数等で示される場合には、満点の80%～100%、70%～80%未満、60%～70%未満の3段階に分けて単位数を集計してください。例えば、100点満点の点数で成績が表されている場合には、80点～100点、70点～80点未満、60点～70点未満の3段階に分けて記入してください。</p>
8	次に、成績の各段階における分布状況を確認するために、修得した総単位数に占める各段階の単位数の割合を百分率（パーセント）にして、各段階の成績の欄の1番右の欄に記入してください。1パーセント未満の桁の数字は四捨五入して、整数の百分率として記入してください。
9	<p>なお、記入対象とした大学の成績評価システムが日本で一般的な成績評価区分にいう「優」「良」「可」「不可」とは根本的に異なった意味をもつ記号方式をとっている場合、及び、点数方式をとっているが、その点数の意味が日本で一般的なものとは大きく異なる場合には、出身大学の成績制度を示す文書でその大学が発行したもの（成績証明書発行の際に添付される説明文又は学生便覧のコピーなど）を添付してください。</p> <p>例えば、アルファベットの記号による評価であるが、AだけではなくBも上記にいう「優」に当たる場合や、100点満点の評価であるが、90点以上又は70点以上が上記にいう「優」に当たる場合などです（この場合には、成績申告書の成績区分も上記のような「満点の80%～100%、70%～80%未満、60%～70%未満」の3区分によらず、その大学で一般的な区分によっても結構です）。ただし、「秀」「優」「良」「可」「不可」の5段階表示のように、上記にいう「優」が2段階に分かれていることが明らかな場合や、「優」「良上」「良」「可」「不可」の5段階表示のように、上記にいう「良」が2段階に分かれていることが明らかな場合にはそのような文書の添付の必要はありません。</p> <p>そのような文書を添付する場合にはそれが成績申告書の次にくるようにその左上をホッチキス（ステープラー）等でとじてください。そのような文書が外国語で書かれている場合には、さらにその日本語訳も添付して前記のようにとじてください。</p>

(大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻)

受験番号	(記入不要)

氏名	杉本 花子	旧姓	住吉
----	-------	----	----

※ 成績証明書上は、現姓と異なる姓を用いている場合には、その旧姓を記入してください。

## 成績申告書〔記入例〕

〔 甲 大学 乙 学部 〕

成績	その成績を得た科目の単位数合計 (a)	その成績を得た単位の割合 ( $a / b \times 100$ )
優	60 単位	43
良	70 単位	50
可	10 単位	7
	単位	
	単位	
	単位	
	単位	
	単位	
	単位	
	単位	
	単位	
単位数合計 (b)	140 単位	

受験番号	(記入不要)

(大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻)

氏名		旧姓	
----	--	----	--

※ 成績証明書上は、現姓と異なる姓を用いている場合には、その旧姓を記入してください。

## 成 績 申 告 書

〔                  大学                  学部                  〕

成 績	その成績を得た科目の単位数合計 (a)	その成績を得た単位の割合 ( $a / b \times 100$ )
	単 位	
	単 位	
	単 位	
	単 位	
	単 位	
	単 位	
	単 位	
	単 位	
	単 位	
	単 位	
	単位数合計 (b)	単 位

キリトリ線

受 理 日	
整 理 番 号	

2020年度大学院法学研究科法曹養成専攻入学試験  
個人別成績開示請求書

年 月 日

大阪市立大学大学院法学研究科長 様

2020年度入学試験において、私の成績について開示して下さるよう請求します。

請求者氏名 (受験者)	フリガナ	
生 年 月 日	年 月 日 生	
住 所	〒	
	TEL	
請求する受験区分	○で囲んでください。 3年標準型 ・ 2年短縮型	
受験番号 (本学)	3年標準型	
	2年短縮型	

※本人確認のため、受験票 (原本) を同封してください。なお、受験票は成績の通知に同封して返却します。

**[3年標準型と2年短縮型の両方を請求する場合は両方の受験票を添付のこと]**

請求方法

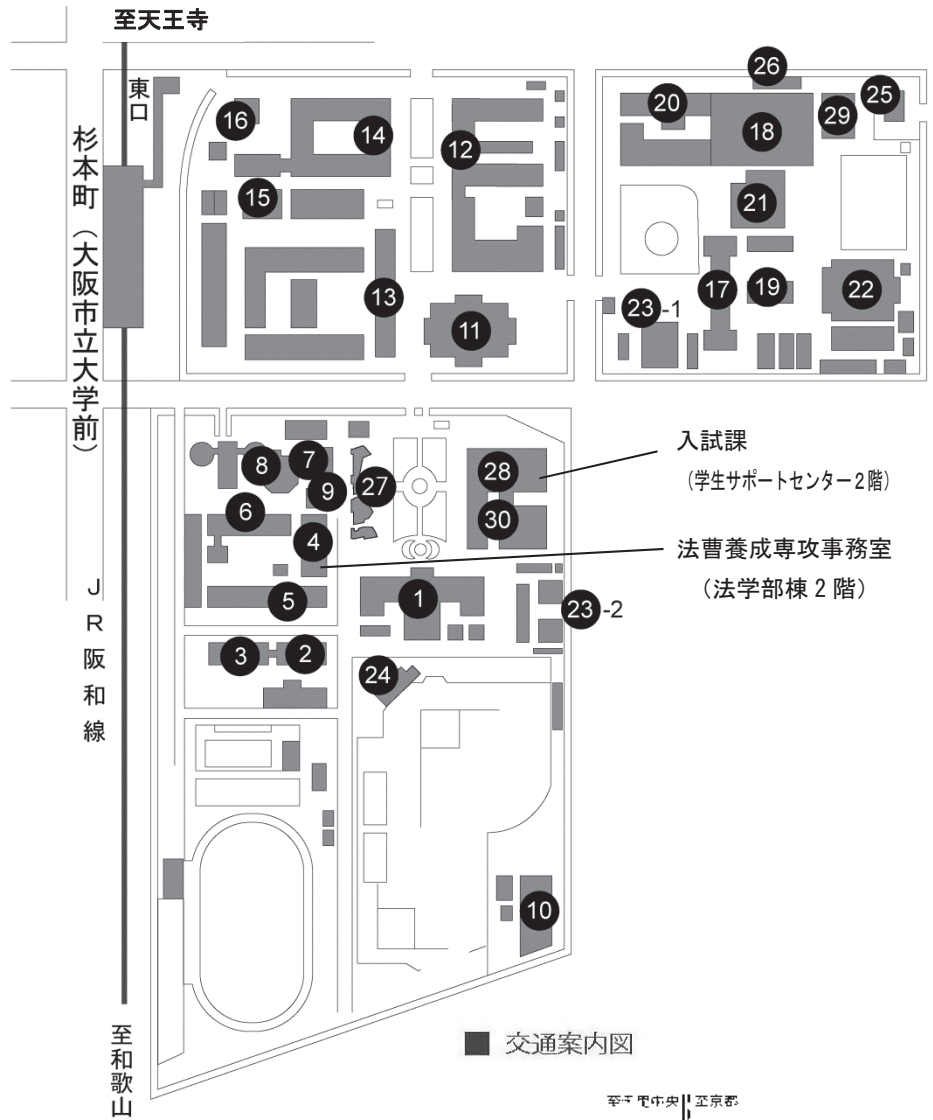
返信用封筒 (書留郵便にて返送するので、定形封筒に切手 (※) を貼り、住所・氏名を明記したもの) を同封のうえ、この請求書と添付書類を書留郵便により送付し請求してください。

※現行は512円分 (郵便料金が改定された場合は、改定後の料金 (定形郵便物25g以内+一般書留料金) 分の切手を貼付してください。)

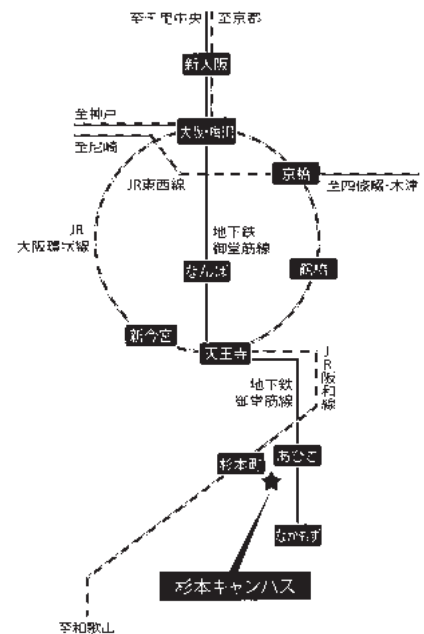
## ■ 杉本キャンパス



- ① 1号館
- ② 商学部棟
- ③ 経済学部棟
- ④ 法学部棟
- ⑤ 文学部棟
- ⑥ 経済研究所棟
- ⑦ 都市研究プラザ
- ⑧ 田中記念館
- ⑨ 保健管理センター
- ⑩ 河海工学実験場
- ⑪ 学術情報総合センター
- ⑫ 理学部棟
- ⑬ 工学部棟
- ⑭ 生活科学部棟
- ⑮ 工作技術センター
- ⑯ 生活科学部棟別館
- ⑰ 2号館
- ⑱ 全学共通教育棟
- ⑲ 4号館
- ⑳ 基礎教育実験棟
- ㉑ 第1体育館
- ㉒ 第2体育館
- ㉓-1 第1学生ホール
- ㉓-2 第2学生ホール
- ㉔ 硬式野球場スタンド
- ㉕ ゲストハウス
- ㉖ インキュベータ
- ㉗ 高原記念館
- ㉘ 学生サポートセンター
- ㉙ 共通研究棟
- ㉚ 本部棟



## ■ 交通案内図



## ● 問い合わせ先

◆専攻・分野・受験科目・過去問題等

法曹養成専攻事務室（法学部棟2階）	〒558-8585 大阪市住吉区杉本3丁目3番138号 TEL 06-6605-2301 FAX 06-6605-2920
◎受付時間 月～金曜日（祝日及び休業日を除く） 9:00～17:00（ただし、12:00～12:45を除く）	

◆出願手続等

大阪市立大学大学運営部入試課	TEL 06-6605-2141
◎受付時間 月～金曜日（祝日及び休業日を除く） 9:00～17:00（ただし、12:00～12:45を除く）	

### 出願書類の請求方法（郵送希望者）

- 1 封筒の表に「赤色」で「法科大学院学生募集要項請求」と記載
- 2 返信用封筒（封筒の表に「ゆうメール」と「赤色」で記載のうえ、返信用切手（※）を貼り、受取人の郵便番号・住所・氏名を明記したもの〔角形2号（24.0cm×33.2cm）〕を同封してください。  
※現行は300円分（郵便料金が改定された場合は、改定後の料金（ゆうメール500g以内）分の切手を貼付してください。）
- 3 請求先 〒558-8585 大阪市住吉区杉本3丁目3番138号  
大阪市立大学大学運営部入試課



大阪市立大学  
OSAKA CITY UNIVERSITY

大学運営部入試課

〒558-8585 大阪市住吉区杉本3丁目3番138号  
2019年8月発行